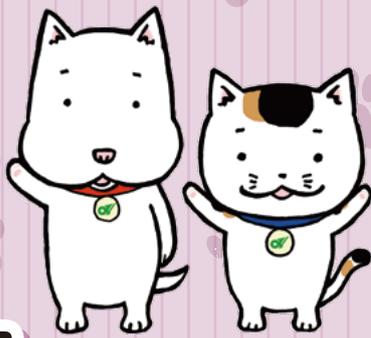


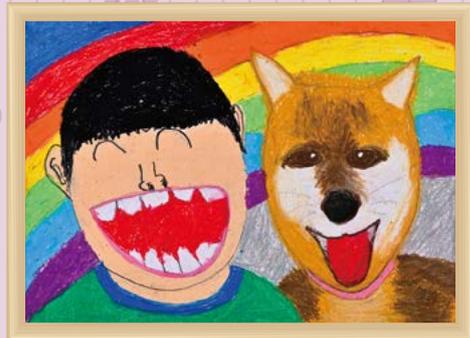
犬の飼い主さんへのお願い

人と動物が  
安全・快適に  
共生できる  
社会に向けて



き〜ぼう  
「あすまいる」のマスコットキャラクター

つむぎちゃん



令和7年度動物愛護の絵・ポスター  
小学校低学年の部 三重県知事賞

三重県

三重県動物愛護推進センター「あすまいる」

★あすまいるの「取組」

- ① 殺処分ゼロに向けて……犬・猫の譲渡や飼い主のいない猫の減少に向けた取組をしています。
- ② 災害時などの危機管理対応……災害時の動物救護体制を整備して、人と動物の命を守ります。
- ③ さまざまな主体との協創……関係団体、ボランティアの皆さんと連携して取組を実践します。

新しい飼い主を待つ犬・猫に会いに、そして動物愛護について学びに「あすまいる」にお越しください！

開館時間／9時30分～16時30分

休館日／毎週水曜日・土曜日（祝日を除く）、祝日の翌平日、  
年末年始（12月29日～1月3日）

電話／059-253-1238

住所／津市森町2438-2



ホームページ



Instagram

県内保健所の問い合わせ先

名称	電話番号
桑名保健所	0594-24-3623
鈴鹿保健所	059-382-8674
津保健所	059-223-5112
松阪保健所	0598-50-0529
伊勢保健所	0596-27-5151
伊勢保健所 衛生指導課 志摩市駐在	0599-43-5111
伊賀保健所	0595-24-8080
尾鷲保健所	0597-23-3461
熊野保健所	0597-85-2159
四日市市保健所	059-352-0591

万が一の災害に備えましょう

- ペットとの同行避難の準備、しつけ、予防接種
  - フード、水、お薬の備蓄（5日分）
  - 迷子札、マイクロチップの装着
- ※避難先では同じ部屋ではないかもしれません。



令和7年度動物愛護の絵・ポスター  
小学校高学年の部 あすまいる賞

## 犬の登録・狂犬病予防注射はしていますか？

犬を飼う場合、狂犬病のまん延を防止するため、「狂犬病予防法」で次のことが義務付けられています。

- 飼い犬の登録と年1回の狂犬病予防注射
- 飼い犬への鑑札と注射済票の装着
- 飼い犬の死亡や住所変更の届出 など

お住まいの市町の集合注射や動物病院で必ず予防注射を受けさせましょう。



## 飼い犬による事故は、飼い主さんの責任です

しつけが不十分で訪問者をかんだり、犬を制御できない人が犬の散歩をしたり、つないでいる鎖や首輪などがはずれて脱走したことなどが原因で飼い犬による事故が起きています。犬が人をかんだ場合、すみやかに保健所に事故届出書を提出し、かんだ犬は48時間以内に獣医師の検診を受け、狂犬病の疑いの有無を確認してもらわなければなりません。



## 飼い犬が逃げたときは

万が一、飼い犬が逃げたときは、すぐに保健所と警察に連絡してください。

迷子になっても誰の犬なのか分かるようにするのも飼い主の義務です。犬の首輪には鑑札と注射済票、迷子札をつけておきましょう。マイクロチップが入っている場合は、飼い主と確実に連絡がとれる住所、連絡先を登録し、変更があればその都度変更手続きを行いましょ。

### ～マイクロチップの装着、情報登録義務化について～

令和4年6月から、ペットショップ等で販売される犬・猫にはマイクロチップが装着されています。犬・猫を購入したら、30日以内に飼い主情報の変更手続きを行いましょ！

マイクロチップを装着していない犬・猫を譲り受け、動物病院でマイクロチップを装着したときも、装着後30日以内に情報登録が必要です。

※情報登録・変更の手続きは、犬と猫のマイクロチップ情報登録サイトで！

(犬の登録(狂犬病予防法)とは別の手続きです)

犬と猫の  
マイクロチップ  
情報登録サイト



<https://reg.mc.env.go.jp>



令和7年度動物愛護の絵・ポスター  
小学校高学年の部  
三重県獣医師会会長賞

## 責任と愛情をもって終生飼養

飼い始めたら、責任と愛情をもって終生飼養してください。

そのためにも、飼う前に、犬の習性を理解し、最期まで飼うことができるかをよく考えましょ。どうしても飼えなくなった場合には、新しい飼い主を探しましょ。動物を捨てることは犯罪です。

※安易な飼育放棄と認められる場合、保健所で飼い犬や飼い猫の引取りを行うことはできません。

## ご近所さんに迷惑をかけていませんか

飼い犬の鳴き声やふん尿などの苦情が保健所に多く寄せられています。

飼育にあたって周りの人に迷惑をかけないことは飼い主の責任です。

- 散歩中のフンは必ず持ち帰りましょ。
- ムダ吠えなどの問題行動を防ぐため、飼育環境を整え、しつけを行いましょ。
- きちんと世話ができる頭数を超えないようしましょ。毎日の世話を怠り、十分なエサや水を与えず衰弱させる行為は虐待であり、犯罪です。



令和7年度動物愛護の絵・ポスター  
中学校の部  
三重県愛玩動物協会賞